永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十七号に掲げる事務	
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務	
違反審査担当	前項第二十号から第二十六号まで、第二十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十七号、第二十八号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	
難民審判担当	前項第三十号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第三十四号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十六号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十五号、第三十六号及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	

永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十二号に掲げる事務	
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
違反審査担当	前項第二十号から第二十三号まで、第二十六号及び第二十七号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十四号及び第二十八号並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
難民審判担当	前項第二十五号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第二十九号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十一号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	